

## 令和 7 年安芸高田市教育委員会会議 定例会（第 7 回）会議録 [概要]

1. 開催日時 2025（令和 7）年 7 月 10 日（木）10 時 00 分 開会
2. 場所 クリスタルアージョ 3 階 視聴覚室
3. 出席委員 追広 淑文、山本 博明、金川 佳寛、廣瀬 ゆみ子
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴者 なし
6. その他出席者（説明員） 猪掛教育長、柳川教育次長、森岡教育総務課長（兼）給食センター所長、船津教育総務課学校統合推進室長、阿部学校教育課長、井木生涯学習課長、城崎教育総務課総務係長（書記）
7. 会議日程
- (1) 開会
  - (2) 教育長の報告
  - (3) 議事
    - 日程第 1 会期の決定について
    - 日程第 2 会議録署名委員の指名について
    - 日程第 3 議案第 35 号 令和 7 年度就学援助費（第 2 号）の認定について
    - 日程第 4 議案第 36 号 安芸高田市教育行政評価委員会委員の委嘱について
    - 日程第 5 議案第 37 号 令和 7 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び任命について
  - (4) 協議
    - 案件なし
  - (5) 報告案件
    - 【専決処分した事案の報告 1】（第 2 条第 1 項関係）
      - No.1 安芸高田市教育委員会請願等取扱要綱について
      - No.2 安芸高田市児童生徒選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
    - 【専決処分した事案の報告 2】（第 2 条第 2 項関係）
      - No.1 安芸高田市招致外国青年（外国語指導助手）就業規則の一部を改正する規則について
    - 【事務事業の報告 3】
      - No.1 次世代リーダー育成海外短期留学事業について
  - (6) その他
    - 当面の行事等について
8. 議事等の経過 猪掛教育長 ただいまから令和 7 年第 7 回定例教育委員会会議を、開会します。  
(開会を宣告し、猪掛教育長が教育行政全般について近況を報告：市長対話集会中学校統合について、社会教育委員会議・文化財保護審議会開催について、ふれあいサッカー教室開催・ミニサッカーゴール寄贈について)  
＜質疑等なし＞  
続いて、議事に入ります。  
日程第 1、会期の決定について、を議題とします。

会期は、本日 1 日間とします。これに異議ありませんか。

各委員 〈異議なし〉

猪掛教育長 異議ないので、会期は本日 1 日間とします。

続いて、日程第 2、会議録署名委員の指名をします。  
今回の会議録署名者に、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、山本委員、金川委員を指名します。

ここで、議事に入る前に、本日の議事運営について諮ります。本日の会議日程のうち、議案第 35 号は、特定の個人名等のプライバシーに関する事項が明らかになることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

各委員 〈異議なし〉

猪掛教育長 異議ないので、議案第 35 号は、非公開とすることに決定しました。

続いての議案は、非公開としましたが、傍聴者がないため引き続き日程第 3 に移ります。

これより、議案の審査に入ります。

日程第 3、議案第 35 号、令和 7 年度就学援助費（第 2 号）の認定について、を議題とします。

提出者から、説明を求めます。

議案第 35 号 和 7 年度就学援助費（第 2 号）の認定について

#### 【非公開】

猪掛教育長 これで非公開審議を終わり、会議を公開とします。

続いて日程第 4、議案第 36 号安芸高田市教育行政評価委員会委員の委嘱について、を議題とします。

提出者から、説明を求めます。

教育総務課長 本案は、第 6 回定例会で可決された議案第 33 号教育行政評価委員会委員について欠員が生じたため、その補欠委員を本日付で委嘱したく提案するものです。

議案第 36 号 安芸高田市教育行政評価委員会委員の委嘱について

〈教育総務課長説明〉

〈内容は資料のとおり〉

〈質疑等なし〉

〈議案は原案通り可決〉

猪掛教育長 続いて日程第 5、議案第 37 号令和 7 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び任命について、を議題とします。提出者から、説明を求めます。

学校教育課長 本案は、安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、いじめ問題対策委員会委員に、議案書に示すものを委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 37 号 令和 7 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び任命について

〈学校教育課長説明〉

〈内容は資料のとおり〉

〈金川委員：委員のいない期間について意見 1 件〉

<議案は原案通り可決>

猪掛教育長

続いて、専決処分した事案の報告1、No.1 安芸高田市教育委員会請願等取扱要綱について、説明を求めます。安芸高田市教育長専決事項に関する規程第2条第1項第1号の規定により教育長において、請願等の取り扱いについて要綱を策定したので、報告します。施行は、令和7年7月1日です。

教育総務課長

専決処分した事案の報告1 No.1 安芸高田市教育委員会請願等取扱要綱について

<内容は資料のとおり>

<質疑等なし>

猪掛教育長

続いて専決処分した事案の報告1、No.2 安芸高田市児童生徒選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、説明を求めます。

学校教育課長

安芸高田市児童生徒選手派遣費補助金交付要綱について、部活動の地域展開に伴って、地域クラブ活動についても補助金を交付できるように令和7年7月1日付で要綱の一部を教育長において専決処分により改正したので、報告します。

専決処分した事案の報告1 No.2 安芸高田市児童生徒選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

<内容は資料のとおり>

<追広委員：補助対象事業について質疑1件>

猪掛教育長

続いて専決処分した事案の報告2、No.1 安芸高田市招致外国青年(外国語指導助手)就業規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

学校教育課長

この改正は、刑法の改正に伴い本規則の禁固刑の部分を拘禁刑に改正したものです。本来は議案として審議いただきたい事項ですが、緊急に処理する必要があり教育委員会会議に付する時間的余裕がなかったため、安芸高田市教育長専決事項に関する規程第2条第2項の規定により教育長において専決処分したので、報告します。

専決処分した事案の報告2 No.1 安芸高田市招致外国青年(外国語指導助手)就業規則の一部を改正する規則について

<内容は資料のとおり>

<質疑等なし>

猪掛教育長

続いて事務事業の報告3、No.1 次世代リーダー育成海外短期留学事業について、説明を求めます。

学校教育課長

本事業の対象は各中学校の生徒会長を基本としていますが、今年度は生徒会長5名と副会長1名になりました。

留学先は、オーストラリア西海岸のパースで、7月30日～8月8日の10日間となります。飛行機の関係で、博多駅周辺で7月29日に前泊をして、30日に福岡空港発となります。帰国後、8月21日に市長報告、2学期には各中学校で、成果報告を行う予定です。

事務事業の報告3 No.1 次世代リーダー育成海外短期留学事業について

<内容は資料のとおり>

<迫広委員：事業内容の見直しについて質疑 1 件>

猪掛教育長 当面の行事等について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 (当面の行事について説明)

書記 (今後の教育委員会会議日程について説明)

令和 7 年 第 8 回定期例会 令和 7 年 8 月 21 日(木)10 時  
00 分開会 視聴覚室

猪掛教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了します。

これにて、教育委員会会議を閉会します。

9. 閉会 【10 時 35 分】

本会議録については、会議の内容に相違ないことを認める。

令和 7 年 7 月 14 日

会議録署名委員 山本 博明

会議録署名委員 金川 佳寛